

作業員の負傷事故(刈込作業中)

NEXCO

- 発生日時 平成30年8月10日(金) 11:05頃
- 発生場所 E19 中央自動車道 下り線 KP255.25 (植栽作業:樹木の枝葉刈込み)
- 受注者 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
- 作業者 [REDACTED]

- 事故概要 側道の盛土のり面内において、立入防止柵の外側へ張出した樹木の枝葉をトリマーで刈込中、足元が滑り体勢を崩し、左手をトリマーから離してバランスをとろうとしたが、トリマーの刃が左手中指の先端に接触して負傷したものの。

■時系列

- 11:05 事故発生
- 11:15 [REDACTED]よりメンテ名古屋に連絡 現場から病院へ搬送(自車)
- 11:20 [REDACTED]保全・サービスセンターへ連絡
- 11:30 植栽作業中止
- 11:36 [REDACTED]病院着(負傷の程度:確認中)
- 14:30 緊急安全大会
- 14:50 縫合処置完了

作業員の負傷事故(刈込作業中)

事故状況:再現写真



原因と対策

■原因推定

- 【足元】
- ・滑らない靴を履いて作業していなかった。(舗装面で使用する安全靴を履いていた)
 - ・足場の確認を先にしていなかった。(マルチング箇所)
 - ・枝を刈るのに気をとられ足元の注意が疎かになった。
- 【保護具】
- ・耐切創型手袋は鉋、鎌、鋸など片手で使用する道具に限定しており、両手でハンドルを持って作業を行うトリマーについては使用していなかった。
- 【使用機械】
- ・トリマーを使用しての作業経験が浅かった。
(通常は補修班にて業務、トリマー訓練は実施していない。現場でのトリマー経験は4~5回程度)

■対策

- 【足元】
- ・作業前に作業靴の選定をする。足元の悪い場所は、滑り止めとして鉄心入りの地下足袋を装着する。
 - ・移動をしながらの作業は行わない。作業を行う前に両足元の状況を確認してから作業を行う。
- 【保護具】
- ・植栽作業で使用する刃が付いた機械、道具を扱う場合は耐切創型手袋を使用する。
- 【使用機械】
- ・8/7刈払い作業に従事する者を対象に、作業手順書の改定説明及び使用機械の取扱訓練を実施する。
使用機械については、今回事故を起こした実際のトリマーの他、大型、小型のチェーンソー、草刈機の安全な取扱いの実施確認・指導を行う。